

第130回 金融業務能力検定（9月試験追加実施分）

《模範解答》

- ・金融業務2級 融資コース

配点は、特に記載のない限り、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

合格発表は、3月7日の予定です。

一般社団法人 金融財政事情研究会  
検定センター

合格基準 100点満点で70点以上

(注) 記述式の解答例は一例であり、表現に相違があっても趣旨が適切であるもの、また、妥当性のあるものは可とします。

【第1問】 解答例（10点）

(1) 名称

- ・当然喪失事由
- ・請求喪失事由

両事由の違い 当然喪失事由は、金融機関の請求なくして当然に債務者の期限の利益が喪失される。請求喪失事由は、金融機関からの請求によって債務者の期限の利益が喪失される。

(2) 下記のうちいずれか1つ

- ・債務者が破産手続開始の決定を受けたとき
- ・債務者が担保を滅失させ、損傷させ、または減少させたとき
- ・債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき

(3) 「割引手形の買戻し」条項

【第2問】 解答例（10点）

- (1) 抵当権設定登記後の第三者の建物賃借権は、抵当権に対抗することができないので、土地の担保価値に影響は生じない。一方、抵当権設定登記前の第三者の建物賃借権は、賃借権の登記を具備している場合、または建物の引渡しを受けている場合、抵当権に対抗することができるので、土地の担保価値については、建物賃借権の負担が付いたものとして評価しなければならない。
- (2) 建物買受けの時から6カ月間を経過するまでの間に建物から退去しなければならない。

【第3問】 解答例（10点）

- (1) 結論 できる  
理由 X金融機関は、請求によって融資金の期限の利益を喪失させ、受働債権（定期預金）の期限の利益を放棄することにより、相殺の要件を充足することができるため。
- (2) 結論 できない  
理由 会社更生法により、債権者であるX金融機関が債務者であるA社の支払停止を知って支払停止後に負担した債務と融資金との相殺は禁止されているため。

【第4問】 解答例（10点）

- (1)       リ．10年  
          ト．5年  
          ハ．6カ月
- (2) 連帯保証人の一部弁済は、保証債務の承認に当たり、保証債務の時効中断の効力が生じるとしても、主たる債務の時効中断事由には該当しないため、主たる債務に対する時効中断の効力は生じない。

【第5問】 解答例（10点）

- (1) その保証契約は書面によってされたものとみなされる。
- (2) 連帯保証人は催告の抗弁権および検索の抗弁権を有さない。
- (3) 各保証人の保証する債務の額は、主たる債務の額を保証人の人数で等分し、分割された額となる。

【第6問】 解答例（20点）

	×	誤っているまたは不適切である理由
(1)		
(2)		
(3)	×	配偶者は代襲相続人にはならない。
(4)	×	個人事業主も対象に含まれる。
(5)		
(6)	×	要注意先ではなく、破綻懸念先の説明である。
(7)	×	「偽造」「変造」は第2号不渡事由である。
(8)		
(9)	×	効力を生じないわけではなく、元本確定期日が契約締結の日から3年を経過する日となる。
(10)		

【第7問】 解答例 (30点)

(1)	1.55	3.65
	34.00	32.00
	0.22	0.55
	0.18	0.44
	0.46	0.47

(2)

第29期(計算過程)

$$\begin{aligned} \text{経常運転資金} &= \text{運転資金回転期間} \times \text{平均月商} \\ &= (0.22 + 0.18 - 0.46) \times 64,800 \div 12 = 324 \text{ 千円} \end{aligned}$$

第30期(計算過程)

$$\begin{aligned} \text{経常運転資金} &= \text{運転資金回転期間} \times \text{平均月商} \\ &= (0.55 + 0.44 - 0.47) \times 85,200 \div 12 = 3,692 \text{ 千円} \end{aligned}$$

答 第29期： 324千円      第30期：3,692千円

(3)

原因      回収条件の悪化により、売上債権回転期間が0.33カ月伸長したこと。

原因      在庫の増加により、棚卸資産回転期間が0.26カ月伸長したこと。